

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、坂手港港湾隣接地域の指定変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和8年6月12日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 日時 令和8年7月1日（水曜日）午後2時から
- 2 場所 小豆郡土庄町湊崎甲2079番5 香川県小豆合同庁舎分館1階会議室
- 3 指定変更により指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
坂手	基点第1号から245度43分01秒に引いた線、基点第1号から基点第27号までを順次結んだ線及び基点第27号から214度00分00秒に引いた線と水際線により囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点波止ノ上（北緯34度27分40.3056秒、東経134度19分01.8900秒）から186度14分05秒、438.12メートル、小豆郡小豆島町坂手字水ノ浦甲5番1地先の表示杭
第2号	基点第1号から140度12分51秒、30.32メートル、小豆郡小豆島町坂手字波戸ノ上甲6番8地先の表示杭
第3号	基点第2号から69度51分11秒、98.25メートル、小豆郡小豆島町坂手字波戸ノ上甲6番6地先の表示杭
第4号	基点第3号から339度53分44秒、7.19メートル、小豆郡小豆島町坂手字波戸ノ上甲6番7の表示杭
第5号	基点第4号から69度52分15秒、57.77メートル、小豆郡小豆島町坂手字波戸ノ上甲6番6地先の表示杭
第6号	基点第5号から320度29分01秒、6.28メートル、小豆郡小豆島町坂手字波戸ノ上甲6番5の表示杭
第7号	基点第6号から35度42分37秒、39.76メートル、小豆郡小豆島町坂手字波戸ノ上甲171番2地先の表示杭
第8号	基点第7号から70度11分47秒、2.00メートル、小豆郡小豆島町坂手字波戸ノ上甲171番2地先の表示杭
第9号	基点第8号から35度33分18秒、4.47メートル、小豆郡小豆島町坂手字波戸ノ上甲171番2地先の表示杭
第10号	基点第9号から68度59分11秒、32.82メートル、小豆郡小豆島町坂手字波戸ノ上甲21番4地先の表示杭
第11号	基点第10号から158度35分02秒、17.13メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1837番地先の表示杭
第12号	基点第11号から73度29分28秒、56.55メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1838番1地先の表示杭
第13号	基点第12号から131度16分37秒、221.80メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1847番地先の表示杭

第14号	基点第13号から234度22分46秒、35.48メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1848番1の表示杭
第15号	基点第14号から242度29分45秒、66.73メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1849番地先の表示杭
第16号	基点第15号から169度18分41秒、47.44メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1834番15の表示杭
第17号	基点第16号から88度42分45秒、65.38メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1834番44の表示杭
第18号	基点第17号から359度30分48秒、7.22メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1834番44の表示杭
第19号	基点第18号から88度40分03秒、19.10メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1834番45の表示杭
第20号	基点第19号から179度04分33秒、6.40メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1834番45の表示杭
第21号	基点第20号から114度58分19秒、74.20メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1836番11地先の表示杭
第22号	基点第21号から145度45分27秒、157.59メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1900番1地先の表示杭
第23号	基点第22号から159度49分57秒、98.50メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1900番1の表示杭
第24号	基点第23号から177度34分37秒、58.53メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1905番1地先の表示杭
第25号	基点第24号から180度06分04秒、105.90メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1905番4地先の表示杭
第26号	基点第25号から159度56分46秒、39.61メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1905番4地先の表示杭
第27号	基点第26号から129度51分16秒、21.32メートル、小豆郡小豆島町坂手字坂手浜甲1911番地先の表示杭